

3 施設・設備等の維持管理に関する業務の実施内容

(1) 維持管理業務計画

1) 総括的事項

当公園の維持管理に関する基本的な事項として次の点に留意し、安全確保と利用者サービスの向上に努めます。

利用者等の安全確保と利便性・サービスの向上について

- a 業務実施に当たっては、利用者、通行者、近隣住民の安全を最優先します。
- b 業務は、公園の利用の支障にならないよう配慮して実施するとともに、利用者に対して業務の実施を十分に周知します。
- c 事故や災害発生時には、正確な情報を速やかに把握・伝達するとともに、緊急時には迅速かつ適切に対応できる体制を確立します。また、被災者の救護等の応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処します。

【具体的な取組】

① 安全教育による予防・未然防止

- a 年度当初に全スタッフを対象とした安全教育を実施します。また、普通救命講習又は AED の取扱い研修を受講します。また、作業機械操作・運転の安全講習を実施し、誤操作による事故を防止します。
- b 朝のブリーフィング時に園内の状況確認と処置を指示するほか、危険予知活動を全スタッフが共有・展開します。また、作業機械は日常・定期点検を実施し、整備不良による事故を未然に防ぎます。
- c 当公園のハザードマップや、他公園を含むヒヤリ・ハット事例集を活用して安全意識を徹底させ、事故等の予防・未然防止に努めます。
- d 緑化協会の安全衛生委員会での取組を当公園の全スタッフが共有し、安全衛生に対する意識を常に高めます。

② 安全管理の体制づくり

- a 当公園では現在、AED の設置された応急手当協力施設として、パークライフセンター及びパークゴルフ場受付棟を「さっぽろ救急サポーター」に登録しています。さらに、ボート池の利用期間中は受付棟に AED を配置しているため、救急サポーターに追加登録します。
- b AED は引き続きパークライフセンター、及びパークゴルフ場とボート受付棟(夏期利用期間中)に配置し、併せて湿布・消毒薬・絆創膏・ガーゼ・傷薬・包帯などの救急用品を常備します。



- c 巡回・作業等の際に得られた情報や、公園利用者や地域住民から寄せられたヒヤリ・ハット情報などを蓄積・共有してハザードマップに反映させ、安全管理体制の強化につなげます。

③ 周知・告知による安全確保

- a 事故・災害等の発生時には、園内放送等で利用者に注意喚起を行い、スタッフによる避難誘導を行うとともに、被災施設の使用禁止措置や危険箇所への立入禁止措置を行い、利用者に看板等で周知し、被害の拡大や二次災害の発生を防ぎます。
- b 当コンソーシアムが作成したハザードマップを公式ホームページや掲示板等で市民に周知します。また、園内の状況の変化や利用者の声などを受けて随時更新し、安全に関する最新情報を提供します。
- c 利用規制が必要な箇所の草刈や樹木剪定作業等を行う場合、作業予定日時や実施区域を掲示板等で周知するほか、現場には作業表示板やセーフティコーンを配置して安全な公園利用に配慮します。

法令遵守・利用指導による公正とサービス向上について

- a 公園内の維持管理業務は、法令等に従い必要な資格を有する者により作業を行います。
- b 拾得物・遺失物の取扱いは、遺失物法に基づき適正に行います。対応マニュアルにより、拾得物台帳に記載した上で、警察署に届けます。園内で不審物が発見された際には、直ちに警察に通報し、指示を仰ぐなど適切に対応します。
- c 違法行為や危険行為を発見した場合、あるいは施設や設備の不適切な利用が認められた場合には、公園の保全と安全・快適な利用のため適正な利用を指導します。
- d 業務用車両運転前後には、運転者はアルコールチェックを行います。

【具体的な取組】

① 法令の遵守と有資格者等による作業の徹底

- a 高所作業車など、資格を要する機械等については、有資格者以外の操作は行わないことを徹底します。
- b 法令等で義務付けられている点検・保守管理作業は、専門業者や有資格者により行うことを徹底します。

② 利用者指導による不正利用・違法行為の排除

- a 園内で不法占用を発見した場合には、丁寧に注意・指導を行い排除します。占用許可を得ている物件については、必要に応じて設営・撤去時に立会を行い、土地及び施設の破損・損傷を確認し、破損等が確認された場合は、速やかに札幌市に報告します。
- b 犬のフンの放置、動植物の採取・遺棄・給餌行為などの利用マナーに反する行為や、施設・設備の不適切な方法による利用等を発見した場合には、適正な利用を指導します。また、ホームレスの不法占拠や荷物等の残存物が確認された場合は、警察に通報し、また、札幌市の担当課に協力を要請して対処します。

損害賠償保険の加入について

管理業務の実施に当たり、当コンソーシアムの管理上の瑕疵により、札幌市又は第三者に損害を与えた場合に備えて、次の損害賠償保険に加入します。

対 象：管理物件内における維持管理期間中の法律上の賠償責任

期 間：平成31年4月1日～令和6年3月31日

保険の種類	保険対象	補償内容
施設賠償責任保険	公園利用者・公園施設	対人 1億円 事故 4億円 対物 5千万円
レクリエーション保険	当コンソーシアム主催のイベント・観察会等の参加者	死亡・後遺障害 入院・通院への補償
家財保険	設備・什器備品	補償金額 2千万円
任意自動車保険 (連絡車両・作業車両)	搭乗者・第三者	対人 無制限 対物 無制限

連絡体制の確保について

公園内の掲示板等に管理事務所の電話番号を表示し、緊急時に公園利用者が通報しやすい環境を整えます。

また、スタッフ間で緊急時連絡網の情報を共有し、緊急時には携帯電話により迅速な連絡を取れる体制を確保します。

2) 施設・設備の維持管理

公園においては、施設・設備等を常に適正な状態に維持し、利用者が安全で快適に利用ができるよう、安全を第一とした管理を行うほか、市民サービスの向上や管理経費の節減も念頭に置き、維持管理業務に取り組みます。

各維持管理作業については、コンソーシアム間で次のとおり役割を分担していますが、それぞれ必要に応じて連携し、適切に実施します。

構成メンバー	施設・設備の維持管理業務における基本的役割分担
緑化協会	<ul style="list-style-type: none"> ・パークライフセンター及びその周辺設備の維持管理 ・毎日の園内巡視、巡視時の日常点検・ごみ拾い等清掃
四宮造園	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化協会担当以外の施設維持管理業務

上記分担と異なる箇所については、後述の各項に担当を記載しています。

建物・工作物管理

【基本的な考え】

利用者に公共の施設である当公園を安心して快適に利用していただくには、安全を確保することが大前提です。当コンソーシアムでは、公園利用中や管理作業におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、スタッフにはブリーフィングにおいて啓発を図ります。

安全管理においては、利用者の安全確保を第一とし、施設の保守点検・修繕、スタッフの安全教育、事故発生時の対応訓練などにより、安心して公園を利用していただけるよう努めます。

① 作業計画と修繕履歴

公園内のパークライフセンター・倉庫・公衆トイレなどの建物や、門扉・四阿・遊具・パーゴラ・水飲み台・園路灯・ベンチ・看板・石碑等の設備に関して、作業計画に基づき、保守点検・補修・部品交換等を行います。

なお、修繕・部品交換等が発生した際には、作業履歴として日報等に記録し、以降の更新・修繕計画へ反映させ、機能確保を図ります。

② 点検による安全・機能確保

各建物・工作物・設備に関しては、日常的な巡視を通して行う日常点検のほか、管理基準・指針や法律等により定められた定期点検・法定点検を計画に沿って行います。

また、必要に応じて精密点検を行うことにより、異常箇所を早期発見し、安全で正常な機能確保に努めます。

故障や破損等が発生した場合には、危険性及び利用状況等に応じて緊急性と重要性の度合いを判断して適切な処置を行い、公園利用者の安全と施設の正常機能を確保します。

② 公園施設の長寿命化

公園施設の長寿命化によるトータルコストの削減を図るため、耐用年数や修繕履歴のほか、利用頻度による劣化・損傷の程度を事前に想定し、長期的視点による部品交換や補修・修繕計画を立てます。

④ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

障がい者・乳幼児連れの方・高齢者など様々な公園利用者から、施設・工作物や公園の利用状況に対する声を聞き、誰もが利用しやすい公園となるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点を重視した維持管理に努めます。

園路接続部の不陸や段差解消のほか、ベンチ・水飲み台などの休養施設の利用しやすさに配慮するほか、既存のバリアフリー対象設備の管理に関しても長寿命化を図りつつ、維持します。

特に月寒公園では、再整備によるバリアフリー、ユニバーサルデザインを適切に管理し、誰もが安全・安心に利用できる環境の確保に留意します。

⑤ 同様事例のフィードバック

緑化協会及び四宮造園が管理運営する他公園やその他の類似施設での破損、修繕、事故等の情報を活用するほか、国、北海道、また札幌市からの通知や、インターネット上の情報、報道等による類似の施設や作業等での事故事例を収集し、全スタッフに周知するとともに、日々の点検・修繕計画にフィードバックさせます。

【年間作業の具体的な実施要領】

① 遊具・ベンチ・四阿・門扉等

園内の遊具・ベンチ・四阿等の工作物について、点検簿を使用し、点検結果、修繕の履歴を記録し、修繕計画に反映させます。特に遊具については大型遊具や特殊な遊具もあるため、点検のポイントを十分把握して実施します。

- a 日常点検A：非積雪期間において、スタッフが毎日の巡回時に1日1回の目視・触診点検を行い、異常箇所、故障等を発見します。また、冬期間は、積雪による危険な隙間や窪み等の危険がないかを降雪状況により臨機に判断し、点検を行います。
- b 日常点検B：非積雪期間には、スタッフが月1回の目視・触診・打診・聴診等を行い、遊具の安全性を点検・検査します。〔緑化協会担当〕
- c 定期点検：年2回（4月・7月）、目視・触診・打診・聴診等に加えて、メジャー・ノギス等の種々の計測器を用いて、施設の安全性が確保されているかどうかを点検・検査します。点検作業は、「一般社団法人日本公園施設業協会」が認定する「公園施設製品安全管理士」又は「公園施設製品整備技士」と同等以上の知識・技術を有する外部の専門委託業者が実施します。日常点検A、Bとは異なる作業者が点検を実施することにより、点検作業の精度を高めます。〔緑化協会担当（委託）〕
- d 遊具の設置・撤去：冬期間に破損や使用による危険が予想される遊具は、積雪前の11月に倉庫へ収納し、融雪後の4月に同遊具を設置します。また、必要に応じて、冬囲い・支えを設置します。

作業項目	回数	備考
日常点検A	1回/日	目視・触診による点検
日常点検B	1回/月	目視・触診・打診・聴診等による点検
定期点検	2回/年	4月、7月 専門技術者による点検
遊具・冬囲い等の設置・撤去	2回/年	4月、11月

② 水飲み台

- a 開閉作業：11月に水飲み台の開鎖作業を行い、水抜き及び冬囲いにより凍結による破損を防ぎます。4月には配管の中の溜まり水を出しきり開放します。
- b 日常点検：開放期間中、毎日の巡回時に目視による点検を行います。
- c 清掃・定期点検：開放期間中、定期的に清掃を実施し、併せて目視・触診等により、破損や劣化等を確認します。

作業項目	回数	備考
開閉作業	2回/年	4月、11月 水抜き、冬囲い
日常点検	1回/日	4月～11月、目視点検
清掃・定期点検	14回/年	4月～11月、水洗い、目視・触診等

③ 照明灯 [緑化協会担当]

定期点検：照明を点灯し、球切れの有無、安定器からの異音等の確認、灯柱・灯具の外観の目視点検を行い、結果を記録・保存します。

作業項目	回数	備考
定期点検	3回/年	点灯状況、異音、外観点検

④ パークライフセンター（月寒公園）

開館日の9時から17時までの間、施設を開放します。休館日は、4月から11月までは毎週火曜日、12月から3月までは火・水曜日と年末年始とし、年末年始を除く祝日は開館します。運動施設の利用期間は、休館日も受付対応を実施します。また、利用者の多い夏休み期間は、毎日開館します。

- a 施設点検：施設開放日の日常点検として、施設清掃時に備品や水道施設、倉庫等に異常がないか点検を行います。
- b 施設外点検：施設開放日の日常点検として、施設外にある物置、備品等に異常がないか点検を行います。

作業項目	回数	備考
開館	6回/週	4月～11月：火曜日休館 夏休み期間は毎日開館
	5回/週	12月～3月：火・水曜日・年末年始休館
日常点検	1回/日	備品、水道施設、倉庫、施設周辺の点検

⑤ 噴水

- a 清掃：4月下旬から10月までの運転期間中、汚れの状況に応じて適宜、ブラシや高圧洗浄機等により清掃し、美観の維持に努めます。

作業項目	回数	備考
清掃	適宜	ブラシ掛け、高圧洗浄機使用

【基本的な考え】

当公園には野球場やテニスコート、パークゴルフ場のほか、ポート池もあり、春から秋にかけて、多くの利用があります。また、新たに設置された水の遊び場については、夏季に親子連れなど多数の利用が想定されます。これらの利用者からの要望等については、緑化協会が担当するパークライフセンターや運動施設受付で受けることが多いため、主要な維持管理を担当する四宮造園と都度協議をして、良好な利用環境の提供に努めます。

なお、パークゴルフ場・野球場の芝生の管理については、植物管理の項に記載します。

【年間作業の具体的な実施要領】

① 月寒公園野球場（坂下、高台）

少年野球から社会人野球まで幅広く利用されており、坂下野球場にはナイター照明が完備されています。特に土・日・祝日は大会等が開催され、選手だけでなく応援する家族や関係者等で賑わいます。良好なグラウンドコンディションを維持し、安全性と快適性の確保に努めます。

- a グラウンド整備：開放前には必要に応じて不陸整正・転圧を実施し、マット掛けで仕上げます。開放期間中にはレーキによる整備を定期的に行い、良好なコンディションを維持します。
- b 日常点検：開放期間中はスタッフが毎日の巡回時に目視点検を行い、異常箇所等を発見します。

作業項目	回数	備考
グラウンド整備	18回/年	4月～11月 レーキ等による整備
日常点検	1回/日	4月～11月

② 月寒公園硬式テニスコート

ナイター照明を備えたオムニコートで、幅広い層に利用されています。質の高い清掃とコートコンディションの維持・向上に努めます。

- a コート整備：開放前にはコート面の落ち葉清掃等を行い、レーキやコートブラシを使用してコート全面の砂を均し、不足箇所には砂を補充します。開放後は利用に伴って特定箇所の砂が徐々に移動するため、レーキ・ブラシ掛けと砂の補充を定期的に行います。
- b 日常点検：開放期間中はスタッフが毎日の巡回時にコート表面を目視確認し、ごみや落ち葉等を拾います。

作業項目	回数	備考
コート整備	6回/年	4月～11月 ブラシ掛け、砂補充等
日常点検	1回/日	4月～11月

③ 吉田川公園硬式テニスコート

全天候型舗装材のコートで、適切な清掃等により良好な利用環境の維持に努めます。

- a 春期開放前作業：落ち葉やごみを除去し、洗浄機でコート全面の洗浄清掃を行います。
- b 日常点検：週に1回の巡視点検の際にコート表面を確認し、ごみや落ち葉等の清掃を行います。

作業項目	回数	備考
春期開放前作業	1回/年	4月 ごみ除去、コート洗浄
日常点検	1回/週	4月～11月

④ 月寒公園ボート池

札幌市内でも数少ない、ボートの利用が楽しめる池となっています。利用者の安全確保と快適な利用を確保し、池に生息する生物にも配慮しつつ、適切に管理します。

- a 春期開放前作業：取水工・排水工の点検後に、望月寒川から導水し、規定の水位を確保します。また、水質検査を実施します。
- b 日常管理：ボート池利用の安全確保のため、乗り場面から15cm下の水位に調整します。また、取水・排水工の日常点検、清掃、及び流量記録を行います。[緑化協会担当]
- c 水草除去：夏季には池の中に水草が繁茂してボート利用に支障となるため、生育状況を見ながら6～7月頃に1回、水草を除去します。
- d 終了後作業：ボート利用期間終了後、冬季結氷による事故防止のため、11月に池の水を抜きます。池にはエゾホトケドジョウ（環境省、北海道、札幌市のレッドリストで絶滅危惧種に指定）などが生息するため、利用者の安全を確保しつつ、越冬場所になる深みにおいて、魚類の生息に支障のない水位を確保します。

作業項目	回数	備考
春期開放前作業	1回/年	4月 取排水口点検、導水、水質検査
日常管理	1回/日	4月～10月 水位調整、流量記録
水草除去	1回/年	6月～7月 ボート上から作業
終了後作業	1回/年	11月 池の水抜き

⑤ 水の遊び場

夏季に開放し、暑い日や週末、夏休みには多数の利用が想定されます。安全・快適に利用できるよう、適切に管理します。

- a 日常点検：毎日の開放時間前にガラス等の危険物や犬の糞等の汚物がないか点検・除去し、通水します。開放時間中にも1回以上、利用状況に合わせて巡視点検を行います。
- b 定期清掃：週1回程度をめどとし、遊水路の汚れ具合に応じて、ブラシや高圧洗浄機等により清掃し、美観の維持と安全の確保に努めます。清掃のタイミングは、平日の実施や利用の少ない時間帯、天候の状況などの要素により調整しながら、利用者への影響が少なくなるよう対応します。

作業項目	回数	備考
日常点検	1回/日	7月～8月 開放前・利用時点検、通水
春の清掃（清掃B）	1回/年	4月 春1回目
定期清掃	1回/週	7月～8月 ブラシ掛け、高圧洗浄機使用

清掃・衛生管理

【基本的な考え】

① 美観維持と環境対策

清掃作業においては、季節・曜日・天候等の条件や、イベントの開催等により、ごみや落ち葉の発生量、汚れ度合いが大きく変動しますが、作業の体制・重点箇所・時間帯・回数等の年間清掃計画を立てた上で、回数や頻度の柔軟な変更により効率的かつ効果的に行い、清潔と美観の維持に努めます。

また、園地の清掃においては、草花・樹木を損傷させないように注意を払いながら、ごみ・落葉・枝・石を分別して拾い集め、建物・工作物周りを除草し、適正に処理します。

なお、雑草や落葉、枯枝は再資源化に努めるとともに、利用者にごみの持ち帰りへの協力を呼びかけ、環境負荷の低減に取り組みます。

② 協働と不法行為の抑制

清潔さと美観の維持は公園維持管理の基本的要素であり、この基本的要素を市民協議会、公園利用者や近隣住民、各種団体の協力を得て、維持していく方策を検討します。多くの方が公園の清潔・美観維持に関わることにより、管理コストの削減だけではなく、公園に対する愛着心の醸成を図ることができると考えます。また、このような協働の雰囲気づくりが、後述する不法行為の抑制にも繋がることを期待します。

③ 衛生・美観管理によるおもてなし

当公園は自然や展望、スポーツ等を楽しめる公園として、札幌市民などが多く訪れる場所となっています。多くの利用者を迎えるに当たり、公衆トイレを清潔に保つことで公園の印象を良くし、親しみをもって公園を利用していただけたらと考えます。日常清掃により清潔を保つほか、汚れた場合は早急に対応するなどの取組により、公衆トイレの印象を良くしていきます。

【年間作業の具体的な実施要領】

① 園内清掃

- a 日常清掃：4月から11月までの毎日、園内巡視時にごみ拾い等の清掃を行います。また、利用者の集中する土日祝日やイベント開催時には、巡視と清掃を優先させ、利用者の快適性を確保します。
- b 春の清掃：雪融け後に園内のごみ、犬の糞、危険物等を拾い、園路等の掃き清掃を行います。

- c 落葉清掃：10月から11月には園路等の落葉清掃を2回行い、状況に応じて回数を増し、美化・安全管理に努めます。
- d 永遠の像清掃：月寒公園の永遠の像は、5月～10月の毎月1回、洗浄清掃を行います。〔緑化協会担当（委託）〕

作業項目	回数	備考
日常清掃	1回/日	4月～11月 ごみ拾い集め等
春の清掃	1回/年	4月 春1回目
落葉清掃	2回/年	10月～11月 状況に応じて回数増
永遠の像清掃	1回/月	5月～10月

② 公衆トイレ

公園内の公衆トイレは、夏期には週3回、冬期間には吉田川公園の1箇所のみ開放となりますが、週2回の洗浄清掃を行います。清掃時には施設に異常がないか点検を行います。また、利用者の集中する土日祝日やイベント開催時には、公衆トイレの巡視回数を増やし、清掃頻度を高めるなど、トイレの衛生・美化に努めます。公衆トイレの主な維持管理作業は次のとおりです。

- a 日常点検：日常清掃時にトイレの破損・詰まり・水道設備の点検をします。〔緑化協会担当（一部委託）〕
- b 修繕作業：不具合を発見した際には、直ちに使用禁止等の措置をとり、修繕及び安全処置を行います。また、修繕においては履歴を残します。〔緑化協会担当（一部委託）〕
- c 樹木の多い当公園では、落葉によってトイレの屋上ダクトが詰まり、雨水や雪解け水が溜まることで、雨漏りやひび割れなど、施設の老朽化を早めるおそれがあるため、積雪前にトイレ屋上の落葉清掃を行います。
- d 除雪：トイレ周辺の除雪及び路面凍結時には、滑り止め材を散布します。〔緑化協会担当〕

作業項目	回数	備考
清掃・点検	通年	日常清掃（夏期：週3回、冬期：週2回）
屋上清掃	1回/年	10～11月（積雪前）
除雪	適宜	除雪：トイレ前園路除雪

⑤ トラフ（U字側溝、集水桝）

- a 日常点検：月1回、巡回時にトラフ（U字側溝・集水桝）の点検を行い、詰まり等の状況を早期に把握・解消することで、通水障害による周辺冠水の予防に努めます。
- b 定期清掃：トラフは5月と9月に定期清掃を実施し、通水を確保します。
- c 臨時点検・清掃：台風等により大雨が予想される場合には、天気予報に注意し、過去に溢水等のあった箇所を中心に早めにトラフを点検し、障害物の確認・除去を行います。雨量が多い場合には、巡視回数を増やし、溢水のおそれがある場合は早急に必要な対応をとります。

作業項目	回数	備考
日常点検	1回/月	積雪期間以外、目視点検
定期清掃	2回/年	5月、9月
臨時点検・清掃	適宜	落葉期、大雨・融雪時等

巡視・安全管理

【基本的な考え】

① ハザードマップ等の作成と周知、活用

当公園内の危険を示したハザードマップについて、公式ホームページや掲示により利用者に周知して、安全な利用を確保します。月寒公園については、再整備が終わった段階で、公園全体をあらためて確認して内容を更新するほか、その後も定期的に見直して、状況の変化に対応した内容とし、日々の巡視等においても、重点ポイントの確認などに活用します。

② 巡視時のコミュニケーション

当公園は住宅街に囲まれた公園で、地域の方々の憩いの場となっています。巡視時には、公園利用者におもてなしの気持ちを込めて積極的に「声かけ」「あいさつ」を行い、コミュニケーションを取りながら、利用者が不便・不安を感じる箇所・状況の収集に努めます。

利用者の視点に立った巡視により、公園・施設への不満・不安箇所を早期に把握し、迅速な是正・改善策を講じられるように努めます。

③ マルチワークによる効率化

毎日の巡視は、公園内のごみ拾いを兼ねるとともに、早急な措置や緊急事態に備えて簡易な修理工具や救急用品を携帯して行います。当コンソーシアムは、巡視に限らず、業務

の従事においては、複数の職務を同時に行う効率的な体制により、経費の縮減とともに、利用者へのサービス向上に努めます。

【年間作業の具体的な実施要領】

① 園内巡視

- a 公園の安全利用の確保や公園施設の点検確認等を目的として、点検表に基づき原則1日1回行いますが、土日祝日やイベント開催時など、多くの利用者が見込まれる日は複数回実施します。
- b 施設・工作物の異常箇所等を発見した場合や、スズメバチが利用者に危害を加えるおそれがある場合は、適切な方法で撤去・駆除・措置します。対応の困難な場所のスズメバチの巣など、安全を確保できない場合は、注意看板を設置の上、使用禁止・立入禁止とし、専門委託業者により対処します。〔コンソーシアムで連携して対応〕
- c 繁殖期のカラスについて、営巣箇所によって人への攻撃性が高まるおそれがある場合は、迂回措置等により公園利用者とカラスの接近によるトラブルを防止します。また、看板設置等によりカラスの生態や、攻撃から身を守る方法等についての情報提供を行い、理解を得ながら安全を確保します。巣の撤去については、激しい威嚇があり、他の対応が取れない場合にのみ検討します。〔コンソーシアムで連携して対応〕

作業項目	回数	備考
園内巡視	1回/日	混雑時は複数回実施
ハチの巣駆除	適宜	
カラスへの対応	適宜	札幌市カラスマニュアルを遵守

② 駐車場管理 〔緑化協会担当（一部委託）〕

当公園の駐車場は、利用に対してやや手狭なため、満車となったときには、周辺路上に駐車する車両が出ないよう園内放送で呼びかけるとともに、盗難、車両事故、不法投棄などの犯罪抑止に努めます。

門扉の開閉時間と開放期間については公園出入りに掲示し、利用者に周知します。また、門扉開閉と警備については専門の業者に委託します。

- a 駐車場の門扉は、開放期間において4時30分に開放し、20時30分に閉鎖します。
- b 閉門作業は、来園者に閉鎖案内・誘導を行い、残置車両の有無を確認して閉鎖を行います。残置車両については所定の対応を行います。
- c 春から秋にかけての週末、祝日等において、天候により混雑が予想される日は、駐車場に誘導警備員を配置し、公園利用者及び近隣住民に配慮した管理を行います。

作業項目	回数	備考
駐車場内巡視	1回/日	混雑時は複数回実施
誘導警備員配置	68日/年	高台2名、坂下1名以上配置

㊦ 機械警備

- a [redacted] 休館日及び夜間の機械警備を行います。
- b センサーに侵入等の反応が確認された場合、直ちに警備委託業者が現場に急行し、現状確認、初期処置を講じた上で統括管理責任者等が連絡を受け、指示又は対応します。

作業項目	回数	備考
機械警備	通年	パークライフセンター、パークゴルフ受付棟

冬季の管理

【基本的な考え】

施設の保全と安全・安心の確保

施設及び工作物等の冬季の管理に当たっては、利用者の安全確保、降雪・積雪による破損や、除雪作業時に工作物を破損させないように、積雪前に施設・工作物の撤去や養生を行うとともに、工作物等の位置や作業手順の確認を行います。

また、積雪による破損・劣化を防ぐため、養生作業を行い、施設・工作物の長寿命化を図ります。

【年間作業の具体的な実施要領】

① 積雪期への備え

- a 積雪や除雪作業による公園施設の損傷のおそれや、雪に覆われた工作物の存在が確認しづらく安全管理上支障があると判断される箇所は、降雪前に工作物の撤去・スノーポールを設置をします。
- b 永遠の像のほか、園内掲示板も必要に応じて冬囲いを行います。現場での養生が困難な場合には撤去保管し、春に再設置を行います。

作業項目	回数	備考
工作物・ポール撤去・設置	2回	4月、11月
永遠の像、掲示板冬囲い	2回	4月、11月

② 除雪業務と動線確保・工作物保全

- a 除雪業務：パークライフセンターを結ぶ主要な動線について、降雪状況に応じた除雪を行い、幅員2m程度の通路を確保して、安全・快適な通行環境を確保します。作業時には、歩行者や通行車両に十分注意して安全優先で作業を行います。除雪した雪は通行の障害にならない場所に堆積します。除雪時には施設からの落水等、利用者やスタッフに危険が及ぶおそれのある箇所を早期に発見し、融雪剤の散布、砂まき、氷割り、氷落とし等の対応を迅速に行います。

- b 施設の除雪等：四阿などの雪下ろしを行う際は、監視員を配置し、柵やロープで立ち入り禁止処置を行い、利用者の安全を確保するとともに、作業員も安全带等を身に付け、転落防止の対策をとって作業します。また、積雪、雪堆積の状況により、必要に応じてホイールローダー等による園内の除雪幅の拡幅・路面整正等を行い、安全な利用環境の確保に努めます。

作業項目	回数	備考
園路除雪	適宜	12月～3月
雪下ろし、路面整正等	適宜	12月～3月

3) 植物の育成管理

樹木や芝生など、当公園の植物の育成管理については四宮造園が担当します。

当公園の立地環境と植物の特性を十分考慮した年間作業計画を作成し、樹木・草花・芝生等を、常に良好で健全な状態に育成管理します。また、管理作業の実施に当たっては、利用者の利用と安全の確保に配慮しつつ適切な時期や方法を選び、管理経費の節減を念頭に置いて取り組みます。

月寒公園植物育成管理の基本的な考え方

月寒公園には、樹齢 100 年以上のミズナラ林や、ポート池周辺のシダレザクラなどの特徴ある樹林が形成されていますが、昭和 36 年の開設以来、長い年月が経過したことにより、樹木の過密による衰退木の発生や林床の裸地化による土壌の固結などの問題点も山積しています。これら問題点の解決に向けて、「月寒公園樹林整備方針」が策定されていますが、樹木管理については、この整備方針に基づいて計画・実施します。

また、月寒公園にはパークゴルフ場をはじめとした芝生地がありますが、利用者に「快適に使っていただける芝生地の提供」を念頭に維持管理業務を計画・実施します。

④ エリア毎の樹林管理

指定管理期間中、月寒公園樹林整備方針に基づき、自然環境と美しい景観の保全に努めながら、次のとおりエリア毎の目的に合わせた樹木管理を行います。

a くつろぎの森

「くつろぎの森」はミズナラなどの大径木が豊かな森を形成しており、自然の癒しを味わうことができます。反面、大径木の枯枝や折れ枝の落下は、重大な事故に直結します。ここでの樹林管理は利用者の安全を確保するための日常の巡視点検を徹底し、危険を発見した場合は立入禁止等の措置をした上で、必要に応じて高所作業車等により、速やかに除去を行います。

このほか、指定管理以前に実施されていた林床の落葉かき作業を中止し、現在は林床の回復に努めていますが、今後も同様の管理を継続します。

b 歴史の森

歴史の森には、月寒公園が歩んできた歴史を示す多くの石碑が並び、荘厳な雰囲気醸し出しています。そのためここでは、これらの石碑を含めた樹林景観を良好に保つよう、整姿・剪定を適宜行います。

また、このエリアにも大径木が多く存在するため、巡視点検により枯枝や折れ枝が発見された場合は、高所作業車等で除去を行い、利用者の安全を確保します。

c 花見広場

サクラが植栽された花見広場は、春の花見などを中心に利用者が安全快適に利用できるように、枯枝や折れ枝などの処理を適宜行うとともに、サクラ類特有の病虫害に気を配り、発生が認められた場合は、迅速に適切な処置を施します。

d 散策の森

散策の森は、ミズナラの大径木などが残る天然林のエリアと、過去に植栽が行われた人工林のエリアから成っています。新たに整備される園路沿いでは、特に大径木の枯枝や折れ枝の除去は高所作業車等を使用して行い、利用者の安全を確保します。人工林の林床で裸地化・固結化している場所については、天然林同様、林床回復のために落葉かきを中止し、回復に努めます。

e 森の遊び場

森の遊び場は、森の中で子ども達が伸び伸びと活動できるエリアです。子ども達が安心安全に活動できるように、大径木の枯枝や折れ枝の除去を適宜実施するとともに、危険を伴う枝なども整理します。また、著しい繁茂により死角や暗がり形成されている場所は、防犯上の見地から剪定や撤去を行います。

f 自然林

自然林にはミズナラをはじめとしてコナラ、クリ、ハリギリなどの大径木があり、樹齢 100 年程度のものもあります。自然林にはこの地域本来の自然環境が残されており、貴重な林であると言えます。自然林は、基本的に保全していく方針で管理を行います。ただし、危険を伴う枯枝や折れ枝の除去は、適宜実施して安全確保に努めます。

g 公園周辺境界林

公園周辺境界林は天然林と人工林からなっていますが、いずれも周辺道路や民地と接しているため、安全面での配慮が必要になります。境界付近の枯木や危険木は適宜撤去を行い、枯枝や折れ枝の除去も行います。また、防犯上の見地から、必要に応じて見通しを確保するための剪定を行います。

h 林床の回復

天然林を残すくつろぎの森、人工林の散策の森などについては、林床の回復のために林内の落ち葉かきを中止していますが、そのほかに、林地植生の再生と環境教育を目的とした、市民参加による「野の花を植えよう」(本計画書「イベントの開催」P.94 に記述)を現在実施しており、次期 5 年間も引き続き実施します。なお、林床の日照不足の改善については整枝・剪定が必要と考えますが、除伐については札幌市や市民協議会と協議して対応します。

② 低木類の管理

a ツツジ類

ツツジなどの低木類の刈込みは、樹木の特性を考え適切な時期に花つきを良くし、美しい樹形になるように配慮し行います。また、雪折れを防ぐために冬囲いを実施します。ツツジ類の主な管理作業計画は次のとおりです。

作業項目	時期	作業内容
除草	6月、8月、9月	手除草
樹形管理	4月上旬	冬囲いを外した後、枝を広げて癖をなおす
	7月中旬	刈込み
冬囲い	11月下旬	規格に応じて、縄巻を行う

b アジサイ

アジサイは初夏から秋にかけて月寒公園を彩ります。7月に開花した後は、花殻と不要な下枝の除去を行います。観賞対象となる美しい花殻は9月末まで残し、利用者に楽しんでいただきます。その後、枝抜き剪定や切り詰め剪定を行って、新たな枝を翌年に伸ばさせるような剪定を実施します。11月末から、雪折れを防ぐために冬囲いを実施します。アジサイの主な管理作業計画は次のとおりです。

作業項目	時期	作業内容
花殻除去	7月～9月	観賞対象となる花殻は残す
下枝除去	7月～9月	不要な下枝を除去する
剪定	9月下旬～	枝抜き剪定や切り詰め剪定を行う
冬囲い	11月下旬	規格に応じて、縄巻を行う

③ 高木類の管理

a 高木の落葉広葉樹・針葉樹

ミズナラやシラカンバ、ハルニシ、シダレヤナギ、プラタナス、カエデ類、イチイなどの高木は、月寒公園の林冠を構成します。

生き生きと鮮やかな緑を維持するために、樹林整備方針及び維持管理基準表で示されている林床回復区域は落葉かきを中止し、林床の回復を図ります。また、すがすがしい公園樹の樹形を維持するために夏に整枝・剪定を行うとともに、枯枝や折れ枝が発生した場合は適宜に除去を行い、安全を確保します。

また、外来生物法によって要注意外来生物に指定されているニセアカシアや外来種であるシンジュの実生が発生した場合は、極力除去に努め拡散を抑えます。高木性落葉広葉樹・針葉樹の主な管理作業は次のとおりです。

作業項目	時期	作業内容
樹形管理	適宜	公園樹にふさわしい樹形整形、衰弱枝切除
	適宜	枯れ枝切除、枯損木伐採

b サクラ類

月寒公園には、花見広場や池の周囲を中心にサクラが植栽されており、特に満開のシダレザクラと新緑のシダレヤナギに彩られる春の池は、月寒公園の特徴的な風景となっています。

サクラ類は病虫害を受けやすい特性があるので、この風景を良好に維持し、また利用者の快適性を確保するために、病虫害の防除を行います。

特に、こぶ病やてんぐ巣病が発見された場合は、剪定や撤去などの対策を施します。

サクラ類の主な管理作業計画は次のとおりです。

作業項目	対象・時期	作業内容
防除	コカバ・4月上旬	被害部削除、捕殺
	ヒカバ・適宜	捕殺、バーナー焼殺
	腐乱病・4月上旬	罹病部削除
	てんぐ巣病・適宜	罹病枝切除
樹形管理	適宜	枯死・罹病枝切除及び薬剤塗布、樹形整形

④ 芝生等管理

当公園の芝生は、訪れる人に安らぎと、美しい景観を提供するために欠かすことのできないものです。踏圧の著しい箇所を把握し、状況に応じてエアレーションやオーバーシーディング、張替等を実施し、良好な芝生の維持管理に努めます。

草刈り作業に当たっては、作業予定エリア周囲に作業を行うことを伝えるため、セーフティコーン等を置いて注意を促し、利用者の安全確保に努めます。刈払機を使用する際には、防塵ネットにより利用者や通行車両への危害を防ぎます。

広い場所では乗用モアや自走モアを使い、狭い場所は刈払機を使うなど、状況に応じた機械を使用して効率的な作業を行います。

また、利用者からの要望等については、緑化協会が担当するパークライフセンターや運動施設受付で受けることが多いため、維持管理を担当する四宮造園と都度協議をして、良好な利用環境の提供に努めます。

a 坂下・高台野球場

野球場外野の芝生は、定期的な刈込み作業のほか、利用により損傷した箇所の補修などにより、良好なプレー環境を維持します。

また、内野など芝生以外の箇所を含め、刈込みや除草により、雑草の抑制に努めます。

作業項目	対象	回数・時期	作業機械	備考
草刈	外野	8回/年	ライダー刈り機、 自走刈り機、刈払機	刈高 5月-6月 3cm 7月-8月 4cm 9月-10月 3cm
施肥	外野	2回/年	肥料散布機	窒素量 4g/年
芝生補修	外野	適宜		
雑草対策	内野	適宜	刈込みにより種子を 散布させない	セイヨウタンポポ、ブタナ、 シロツメクサ
			人力で伐根除草	オーチャードなど

b パークゴルフ場

月寒公園パークゴルフ場は、フェアウェイに良質芝（ケンタッキーブルーグラス）、ラフに栽培土工芝（ケンタッキーブルーグラス・クリーピングレッドフェスク・トールフェスクの混合）が使用され、床土は厚さ 15cm の赤土で造成されています。パークゴルフ場は多くのプレーヤーが利用するため、踏圧が集中する場所は土壌が固結しやすくなり、芝生もダメージを受けます。踏圧に強い芝生を作るためには、根を深くまで張らせることが重要です。このために、エアレーションにより土壌硬度の適正化と通気性・透水性を確保し、灌水により土壌水分を確保します。また、適切な成分の肥料を与えて必要な養分を補います。

上記を踏まえ、利用者が快適にプレーできるターフクオリティを維持するために、次の作業を行います。

作業項目	対象	回数	作業機械	備考
草刈	フェアウェイ	1回/週程度 (22回/年程度)	ライダー刈り機、 自走刈り機、 刈払機	刈高 5月-6月 2-3cm 7月-8月 4cm 9月-10月 2-3cm
草刈	ラフ	1回/2週程度 (11回/年程度)	ライダー刈り機、 自走刈り機、 刈払機	刈高 5月-6月 4cm 7月-8月 6cm 9月-10月 4cm
カッパ切り	グリーン	4回/年	ホールカッター	
灌水	コース全般	適宜	スプリッター、ホース等	
施肥	コース全般	6回/年	肥料散布機	窒素量 8g/年
エアレーション	コース全般	1回/年	コアスター	4月下旬
目土散布	コース全般	1回/年	目土散布機	4月下旬
芝生補修	コース全般	適宜	ロードカッター	
雑草対策	コース全般	適宜	刈込みにより種子を 散布させない	セイヨウタンポポ、ブタナ、 シロツメクサ
			人力で伐根除草	オーチャードなど